

船橋市重層的支援体制整備事業庁内推進委員会設置要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4に規定される重層的支援体制整備事業を推進するための船橋市重層的支援体制整備事業庁内推進委員会（以下「推進委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 重層的支援体制整備事業の推進及び調整に関すること。
- (2) 重層的支援体制整備事業実施計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、重層的支援体制整備事業に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 4 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、健康福祉局福祉サービス部長をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進委員会の会議は、委員長が別表1に定める者の全員又は一部を召集し、議長となって議事の進行及び整理を行う。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(部会)

第5条 重層的支援体制整備事業に関する庁内の意見の集約・調整を円滑に行うため、部会を設置する。

- 2 部会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課長をもって充てる。

- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 部会の会議は、部会長が別表2に定める者の全員又は一部を招集し、議長となって議事の進行及び整理を行う。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 8 部会員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員長は、意見集約等に必要な資料の収集、整理及び分析を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、前条第2項に定める者が推薦する職員をもって充てる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部福祉政策課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

健康福祉局長
福祉サービス部長
高齢者福祉部長
健康部長
保健所理事
こども家庭部長
地域子育て部長
市長公室長
企画財政部長
総務部長
税務部長
市民生活部長
環境部長
経済部長
建築部長
管理部長
学校教育部長
生涯学習部長
農業委員会事務局長

別表 2 (第 5 条関係)

	局・部	委員
健康福祉局	福祉サービス部	福祉政策課長 地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
	高齢者福祉部	高齢者福祉課長 地域包括ケア推進課長 介護保険課長
	健康部	健康政策課長 地域保健課長 健康づくり課長 国保年金課長
	保健所	保健総務課長 衛生指導課長

	こども家庭部	こども家庭支援課長 子育て給付課長 児童相談所開設準備課長
	地域子育て部	保育入園課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
市長公室		市民の声を聞く課長 国際交流課長
企画財政部		政策企画課長
総務部		職員課長 人事課長
税務部		債権管理課長
市民生活部		自治振興課長 市民協働課長 市民安全推進課長 二宮出張所長
環境部		環境保全課長 資源循環課長 クリーン推進課長
経済部		商工振興課長 農水産課長 消費生活センター所長
建設局	建築部	住宅政策課長
教育委員会	管理部	教育総務課長
	学校教育部	学務課長 指導課長 総合教育センター所長
	生涯学習部	社会教育課長 青少年課長 中央公民館長 青少年センター所長
農業委員会事務局		農業委員会事務局次長